

北九州市立大学広告付き封筒の無償提供事業者募集要項

北九州市立大学で使用する広告付き封筒（以下「封筒」という）について、本学に無償提供していただける事業者（以下「事業者」という）を募集します。募集に参加される方は、本募集要項を確認のうえ、お申込みください。

1 募集内容

別紙「北九州市立大学広告付き封筒の無償提供仕様書」のとおり

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

（１）成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。

（２）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という）第２条第２号に規定する暴力団のほか次に掲げる者でないこと。

ア 当該広告を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者。

注 「これに類するもの」とは、公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものをいう。

イ 法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）または暴力団員でなくなった日から５年を経過していない者。

ウ 次のいずれかに該当する者

（ア）法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者。

※役員等とは、法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。

（イ）自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもつて暴力団を利用するなどしている者

（ウ）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

（エ）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（オ）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

エ 前記アからウの者の依頼を受けて応募しようとする者。

※上記要件の該当の有無について、関係する官公庁へ照会を行います。

3 広告付き封筒の無償提供条件等

（１）封筒の作成条件等

別添仕様書のとおり

（２）業務分担

事業者は、広告主の募集、広告内容の調整及び広告付き封筒の製作を行い本学に納入し、本学はこれを配布するものとします。

(3) 事業実施条件等

- ① 「公立大学法人北九州市立大学広告掲載要綱」、「公立大学北九州市立大学広告掲載基準」を遵守してください。
- ② 広告内容については、本学と十分協議を行い、封筒印刷の2週間前には見本を本学に提出してください。
- ③ 第三者に事業実施の権利を譲渡又は転貸することはできません。
- ④ 広告内容等、事業実施に関する全ての行為については、本学側と協議してください。
- ⑤ 広告掲載に当たり、著作権、特許権、実用新案権、意匠権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を掲出事業者が負うものとします。
- ⑥ 提案された内容の採用については、事業者と別途協議のうえ決定するものとします。

(4) 無償提供封筒の使用に関する責任等

- ① 無償提供された封筒の使用に際し、第三者からの苦情等何らかの問題が生じた場合には、直ちに問題解決のために対応するものとします。その際、本学は事業者提供した情報にかかる責任を負うものとし、事業者は広告にかかる責任を負うものとします。
- ② 事業者は無償提供した封筒に広告主等の責に帰する理由に基づき、その使用に不適当な理由が生じた場合、事業者の負担において封筒を回収するとともに、代替封筒を無償で提供してください。
- ③ 無償提供封筒は、社会情勢の変動又は本学若しくは事業者の責めに帰する理由により、発行に不適切な事情が生じた場合には、発行の全部又は一部を中止することができるものとします。中止に伴い発生した損害は、中止の帰責事由に応じて、協議の上、それぞれが負担するものとします。

(5) 協議

その他定めのない事項については、本学と協議して決定します。

4 応募申込手続き

(1) 申込受付期間

2026年10月7日(水) ～ 2026年10月20日(火)

(受付時間午前8時30分～午後12時15分、午後1時15分～午後5時)

※土曜日、日曜日、祝祭日は受付を行いません。

(2) 申込受付場所

〒802-8577 福岡県北九州市小倉南区北方4丁目2番1号

北九州市立大学総務課経理係

TEL: 093-964-4006

E-mail: keiri@kitakyu-u.ac.jp

(3) 申込に必要な書類

- ① 申込書（所定様式）
- ② 提案書（所定様式）
- ③ 役員一覧（所定様式）※法人の場合のみ
- ④ 委任状（所定様式）

※提出された書類は返却しません。

※提案書等提出後の差し替え・修正は認めません。

※虚偽の内容が記載されているものは失格とします。

(4) 申込の手続き

受付期間内に、申し込みに必要な書類((3)に記載)を受付場所に直接持参または郵送してください。電話、メールによる受け付けは行いません。

5 実施予定事業者の決定

(1) 審査方法

提出を受けた提案書の内容を基に、本学が定める公募要件に該当するか否か判断のうえ、実施予定事業者を決定します。

(2) 審査結果の公表

結果は応募者全員に通知します。

(3) 契約の締結

選定された事業者と事業内容について協議のうえ、契約を締結します。

6 実施予定事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、実施予定事業者としての決定を取り消します。

- (1) 本学が定める募集要件に該当しなくなった場合。
- (2) その他、実施予定事業者が事業実施の相手方として不適当と認められる場合。

7 その他

事業者の申請に要する一切の費用については、実施予定事業者の負担となります。